軽自動車等変更手続きのご案内

軽自動車税(種別割)は**4月1日現在**に東松島市内に**主たる定置場**がある軽自動車等の所有者に毎年課税される税金です。軽自動車等を**廃車(盗難・紛失含む)や譲渡した場合、所有者が死亡・転出された等登録内容に変更がある場合**は、以下申請窓口で必ず手続き下さい。

車両の種類	手続き機関(お問い合わせ先)	手続きに必要なもの
■原動機付自転車 (125cc以下のバイク) ■小型特殊自動車 (農耕用・その他) ■ミニカー ※定置場は**登録時の申告書**に記載いただいた定置場が登録されます。	**東松島市　市民生活部　税務課** 宮城県東松島市矢本字上河戸36－1 0225(82)1111 (内線1135・1136・1138)	・住所変更(市内転居) 標識交付証明書
		・住所変更(市外転出) ナンバープレート、標識交付証明書
		・名義変更(市内→市内の場合) 前所有者等の標識交付証明書・ 譲渡証明書、ナンバープレート
	鳴瀬総合支所 宮城県東松島市小野字新宮前5 0225(82)1111 (内線2103・2107)	・名義変更(市外→市内の場合) 前所有者等の譲渡証明書・廃車申告受付書
		・登録 販売証明書又は前所有者等の譲渡証明書
		・廃車 ナンバープレート、標識交付証明書
■軽三輪車 ■軽四輪車(乗用・貨物) ※定置場は自動車検査証等に登録された**「使用の本拠の位置」**になります。	○登録内容の変更・廃車 **軽自動車検査協会　宮城主管事務所** 宮城県仙台市宮城野区中野4丁目1－38 050(3816)1830　※コールセンター	左記の届出場所へお問い合わせ下さい。
	石巻自動車協会　※代行手数料がかかります 宮城県石巻市双葉町3－26 0225(95)2003	
	○宮城県外へ転出 **提出先の軽自動車協会**で手続き	
■二輪の小型自動車 (250cc超) ■軽二輪 (125cc超～250cc以下) ※定置場は自動車検査証等に登録された**「使用の本拠の位置」**になります。	○登録内容の変更・廃車 **東北運輸局宮城運輸支局** 宮城県仙台市宮城野区扇町3丁目3－15 022(235)2517　※登録部門	左記の届出場所へお問い合わせ下さい。
	○宮城県外へ転出 **提出先の運輸支局**で手続き　**※注**	
	※注(軽二輪・二輪の小型自動車の県外への転出のみ該当) 宮城県外へ転出して他県ナンバーを取得し、税止めの代行申告を依頼しなかった場合、前課税元(東松島市)への税止め申告が必要になりますので、自己申告を行って下さい。 なお、上記の自己申告をされる場合は、軽自動車変更(転出)申告書と新・旧車検証の写し又は転出先の軽自動車申告書の控え等を市役所税務課へ郵送にて提出下さい。	

現在所有の軽自動車等に、廃車や名義変更などの登録内容の変更がある場合は、**道路運送車両法第15条第1項**又は**東松島市市税条例第87条第2項及び第3項**に基づき届出が必要ですので、上記申請窓口で必ず手続き下さい。

※**道路運送車両法第109条本文**及び**第2項**で、変更手続きをしない場合の罰則(50万円以下の罰金)が規定されています。また、**東松島市市税条例第88条**で正当な理由なく申告又は報告をしなかった場合は、10万円以下の過料を科することが規定されています。

【よくある質問】 定置場とは何ですか？
定置場とは、その車両が**主に駐車されている場所**のことです。住民票の異動手続きだけでは、車両の登録情報は変わりません。
※定置場については、車両の種類毎に違うので各自確認してください。